

名義株により 生じる問題と 対応策

税理士：大沼 蔵人

目次	
1	はじめに 30
2	名義株の態様（実態） 30
	(1) 名義株の発生要因 30
	(2) 株式の帰属についての判断 32
3	名義株の税務上の問題 34
	(1) 相続税法上の問題 34
	(2) 所得税法上の問題 35
	(3) 法人税法上の問題 36
4	名義株に伴うその他の問題 36
	次
	(1) ガバナンス上の問題 36
	(2) M&AやIPO時に生じる問題 37
	(3) 時効取得の問題 37
5	名義株の対策 38
	(1) 対策の2つの観点 38
	(2) 名義株と認定されないための対策 38
	(3) 名義株の解消策 38
6	むすびに 40

1 はじめに

名義株とは、他人の名義を借用して、株式の引受けや払い込みがなされた株式のことをいい、その結果として、株主名簿上の株主と株式の真の所有者が一致しない状態となっている株式のことである。

名義株の問題は、上場株式、非上場株式いずれの株式においても発生し得るものではあるが、いわゆる金融商品としての上場株式に関する名義株の問題は、別稿で解説する名義預金の論点の中に概ね包含されるものと考えられるため、本稿では非上場株

式における名義株を想定した問題とその対応策について解説を行いたい。

2 名義株の態様（実態）

(1) 名義株の発生要因

名義株が発生する要因は様々であるが、非上場企業において名義株が発生する代表的なケースを以下に例示する。

イ 旧商法時代における会社設立時の名義借り

平成2年の改正前旧商法165条では「株式会社ノ設立ニハ七人以上ノ発起人アルコトヲ要ス」とされており、株式会社を設立

する場合には最低7名^{*1}の発起人が必要とされていた。そのため、実際は創業オーナーが設立時の資本金を全て拠出していたにもかかわらず、親族や役員、従業員などから名義を借り、形式上発起人の数を充足させて会社を設立するといった行為が、特に同族会社である中小企業において広く行われていた。

このような場合、時間の経過に伴い、当事者が当時の名義貸借の事実を証明することが困難となり、また、名義を貸した者（以下「名義人」という。）もしくは名義を借りた「真」の所有者（以下「所有者」という。）の相続等により当時の状況を知るものが存在しなかったりするなど、名義株の解消に支障をきたすことが想定される。このため、できる限り名義株発生時の当事者間で話し合いができるうちに解消をしておくことが望ましい。

□ 形式的な名義変更

同族会社においては、一般的に自社株の承継に係る税負担を軽減することが大きな課題となる。特に業績の良い優良企業においては、自社株の相続税評価が高額となるため、企業オーナーに自社株が集中している場合、その承継に係る税負担が重くなることが想定される。そのため、オーナーに集中していた株式を親族や役員、従業員等に分散させ、オーナーに相続が発生した場合の税負担を軽減する目的で株式の異動が

行われるケースも多い。

このような場合、その株式異動の主な目的が節税であり、株式の名義変更後も実際には当該オーナーにより議決権行使が行われるなど、株式の異動が形式的なものであることも少なくない。

その結果、相続税の税務調査等において、相続人名義となっている株式が名義株であり、被相続人に帰属する相続財産であるとして課税庁から指摘されるなど、実際に相続が発生した後に名義株の問題が顕在化するケースが多い。

ハ その他の発生要因

前述のケースのほか、非上場会社においては、意図的な名義の貸借ではなく、株式の譲渡手続きの欠如によって、結果として名義株が生じていることも少なくない。例えば、株券発行会社において、株券の交付を欠いており、株式の譲渡の効果が発生しないにもかかわらず（会社法128①^{*2}）^{*3}、発行会社が株主名簿の書換えを行い、結果として名義株となっている事例も散見される^{*4}。その他、株式の名義人以外の者が配当金を収受しているケースや、配当金の収受は名義人が行っているものの実際の議決権の行使は他の者が行っているなど、その株式の真の所有者が誰かということについて疑義が生じ得る状態についても、広義の名義株の問題として捉えることができる。

^{*1} 発起設立の場合の必要人数である。募集設立の場合は最低8名の発起人が必要であった。

^{*2} 相続による移転は包括承継であり、株券の交付は不要である。

^{*3} 発行会社が株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らして株式譲渡の効力を否定することを相当としない状況に立ち入った場合には、株主は、株券の交付をすることなく、株式を譲渡することができるが（最高裁判昭和47年11月8日民集26巻9号1489頁）、最終的には事案に応じた個別判断となるので、その帰結に不透明な部分が残る。

^{*4} 譲渡制限株式の譲渡について発行会社の承認を欠いている場合であっても、譲渡の当事者間では譲渡の効果が生じていることから、その後の譲渡の効力が生じないということもない。

(2) 株式の帰属についての判断

名義株の状態が発生し得る場面においては、その株式の帰属、すなわちその株式の真の所有者が誰であるかがどのように判断されるのかが問題となる。過去の判例等では次のように説明している。

イ 株式の帰属についての過去の判例等

新株発行の際に、他人の承諾を得てその名義を用いて株式が引き受けられた場合には、当該株式の名義人ではなく、真に契約の当事者として株式の引受けを申し込んだ者が株主とされており^{*5}、設立時の発起人による株式の引受けも同様と解されている^{*6}。そして、株式の引受けを申し込んだ者が誰かは、株式取得資金の拠出者、名義人と所有者との関係及びその間の合意の内容、取得後の利益配当金や新株等の帰属状況、名義人及び所有者と会社との関係、名義借りの理由の合理性、株主総会における議決権の行使状況などを総合的に判断するものとされ^{*7}、そのなかでも株式取得資金の拠出者が誰であるかが特に重視されることが多い^{*8}。

ロ 相続税の否認事例

平成11年3月29日裁決（裁事57・395）では、相続人名義の同族法人の株式が、被相続人に帰属する名義株式か名義人に生前贈与されたものが争われた。その裁決では、名義人が株式の払込資金を用意したこ

とがないこと、株式の出資の際に提出された株式申込証に押印されている印鑑が被相続人のものであること、配当金を被相続人が一括して受け取っていたことなどから、被相続人が株式の取得資金のすべてを負担し、株式の配当収入も得ていたと推認され、被相続人に帰属する株式と認めるのが相当とされている。

また、平成19年6月26日裁決（名裁（諸）平18-74）でも、相続人名義の同族法人の株式が、被相続人に帰属する名義株式か、名義人に生前贈与されたものが争われたが、その裁決では、被相続人が生前に名義人に同社の株式を贈与した際に、株主として名義人が権利行使できるように取締役会の承認を得るべく働きかけるのが通常であるところ、そのような行動がとられた事実が認められないこと、所得税の「財産及び債務の明細書」や法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」に株式の贈与がなかったとした場合の株式数が記載されていることなどから、贈与はなかったものと判断されている。

ハ 株式の帰属を判断する際のポイント

(イ) 株式取得資金の拠出者

株式の帰属の判断にあたり第一に確認すべきは、その株式の取得資金を誰が拠出したのかという点である。

資金の拠出者の特定にあたっては、株

^{*5} 最高裁昭和42年11月17日民集21巻9号2448頁。なお、田中亘『会社法（第3版）』（東京大学出版会2021年）504頁では、発行会社が名義の貸与を認識していなかった場合には、発行会社の信頼保護のために、実質的に株式の引受けを申し込んだ者及び名義の貸与者は、発行会社に対して、信義則上名義以外の者が実質的に株式の引受けを申し込んだ旨を会社に対抗できず、発行会社は引受人を選択できるとする、とある。

^{*6} 東京高裁令和元年11月20日金商1584号26頁

^{*7} 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅱ（第3版）』（判例タイムズ社2011年）485頁～486頁

^{*8} 最近の裁判例で、株式取得資金の拠出者が誰であるかを重視したものとしては、東京地裁平成27年2月18日判時2267号117頁。これに対して、株式取得資金の拠出者が誰であるかは一要素に過ぎず、契約の解釈の重要性を強調するものとして、田中・前掲504頁

式取得時の状況を証する書類、たとえば当事者の通帳の入出金履歴や株式申込証、領収証などで客観的に確認できることが望ましい。しかし、名義人が資金を拠出した記録が保存されている場合でも、通帳や印鑑が名義人の管理下でない場合や、その名義人が取得資金を拠出できるだけの資力がなかったと判断される場合には、実際の資金の拠出者が名義人以外の者であると推認される可能性がある。

(ロ) 株式の管理運用者

名義株の発生から相当期間が経過している場合には、資金の拠出を証する書類が保存されていないケースも多く、その場合は名義株発生後の事実関係に基づき判断をしていくこととなるが、株式が名義人のものであると主張するためには、名義人が自らその株式の管理運用を行っている必要がある。

管理運用を誰が行っているかについては、議決権の行使を誰が行っているか、株券発行会社において株券を誰が保有もしくは保管しているかなどが判断の材料とされる。

また、その株式から生ずる果実である配当金を誰が収受しているかについても判断の重要な要素となる。

加えて、所得税における「財産債務調書」や法人税の申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」、相続・贈与税における「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」などの外形的な資料

についても、真の所有者が誰であるかを判断するにあたっての補助的な材料となる。

(ハ) 所有権の移転、名義変更の手続き

株式の所有権を移転する際は、当事者間での贈与契約や譲渡契約などが有効に締結されていることが前提となる。例えば、贈与契約は諾成契約であるため、必ずしも文書による契約を必要とはしておらず、契約書が存在していない場合でも、口頭での合意があれば成立はし得る。しかし、課税庁からの指摘等に対し合理的な説明を行うには契約書等の文書で保存されていることが望ましい。贈与契約書等の文書が保存されていない場合は、その株式の贈与に係る譲渡承認決議の記録などにより、贈与があった事実を合理的に説明できることが必要となる。

一方で贈与契約など文書が形式的に保存されている場合であっても、そもそも贈与契約は民法上^{*9}も贈与者および受贈者双方の合意があつて初めて成立することから、贈与を受けたとされる名義人が株式を保有している事実を知らない場合や、贈与を受けた認識がないなどの場合は、贈与が成立しているとはいえない。

また、例えば、譲渡制限会社において贈与者から名義人へ株式が贈与された際に譲渡承認請求を行っていないなど、贈与を裏付ける手続きを経していない場合には、贈与があつたと認めることができなるとされる一つの要因となり得る^{*10}。

^{*9} 民法549条において贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方と与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる、とされている。

^{*10} 贈与の事実と疑義が生じている場合において、手続き等の外形的な状況から贈与の有無を判断する場合の一例を記載している。当事者間で有効な贈与契約が締結されている場合には、発行会社の承認を欠いている場合であってもその贈与の効力が生じないということもない。

3 名義株の税務上の問題

(1) 相続税法上の問題

イ 相続税の課税関係に及ぼす影響

相続税は、「相続又は遺贈により取得した財産」に対して課される（相法2①）。ここでいう「財産」とは、相続開始時点において被相続人に帰属する経済的価値のあるすべてのものであると解されている（相基通11の2-1参照）。

したがって、株式においても、形式的には被相続人以外の者の名義であったとしても、実際は被相続人に帰属する財産であると判断されるのであれば、その財産は被相続人の相続財産として相続税の課税の対象となる。

そのため、名義株であるという事実を相続人が知らずに株主名簿等に記載されている名義人を真の所有者と誤認し、または名義株であるという事実を知っていたにもかかわらず、相続財産に名義株を含めず申告し、その後の税務調査で名義株の計上漏れを指摘された場合には、追徴課税が発生することになる。なお、後者の場合には重加算税の対象となる可能性もある。

一方で、真の所有者ではない名義人に相続が発生した場合においても、その相続人が名義貸与の事実を知らず、名義株を相続財産に含めて相続税を申告してしまうことで、相続税を過大に納付してしまう可能性も考えられる。

ロ 贈与税の課税関係に及ぼす影響

上記のように、相続税の税務調査において問題となる株式の帰属については、課税庁からの名義株であるとの指摘に対し、納税者側は贈与により生前に移転をしたもの

であると主張を行うケースが多い。

株式の名義変更に伴う贈与税の取扱いをみると、相続税法基本通達9-9において、無償で株式の名義変更があった場合等には、原則として贈与として取り扱われるとされている。また、昭和39年5月23日付直審（資）22、直資68「名義変更等が行われた後にその取り消し等があった場合の贈与税の取扱いについて」の通達により、株式の名義人となった者がその名義人となっているという事実を認識している場合においては、その名義人に対して株式の贈与があったものとして取り扱われる。

相続税法基本通達9-9（財産の名義変更があった場合）

不動産、株式等の名義の変更があった場合において対価の授受が行われていないとき又は他の者の名義で新たに不動産、株式等を取得した場合においては、これらの行為は、原則として贈与として取り扱うものとする。

名義変更通達2（他人名義により有価証券を取得した場合で贈与としない場合）

他人名義による有価証券の取得の株主名簿への記載等をしたため相続税法基本通達9-9に該当して贈与があったとされるときにおいても、名義人となった者について、次の(1)及び(2)の事実が認められるときは、当該有価証券に係る最初の贈与税の申告若しくは決定又は更正の日前に当該有価証券の名義をその取得者の名義としたときに限り、当該有価証券については、贈与がなかったものとして取り扱う。

- (1) これらの財産の名義人となった者（その者が未成年者である場合には、その法定代理人を含む。）がその名義

人となっている事実を知らなかったこと（その知らないことが名義人となった者が外国旅行中であったこと又はその登記済証若しくは登録済証を保有していないこと等当時の状況等から確認できる場合に限る。）。

- (2) 名義人となった者がその有価証券を管理運用し、又はその収益を享受していないこと。

これらの通達から、名義人が配当金を收受しており、議決権行使も行っている場合などには、その事実から当然に株式の名義人であることを認識していると判断され、無償で株式の名義変更が行われていた場合には贈与税が課税される可能性がある。

ハ 自社株の評価や法人版事業承継税制の適用にあたり想定される問題

取引相場のない株式の評価にあたっては、評価対象者の属性により、適用される評価方式が異なることになる^{*11}。

形式上名義だけを移転し、真の所有者が異なる場合においては、真の所有者の財産として相続税等が課されることは前述のとおりだが、真の所有者に株式の帰属が認定されることにより、評価対象者が保有する株式の評価に影響を及ぼす可能性も考えられる。例えば、オーナーの相続税負担を減少させるため、名義上他の者に株式を移転させ特例的評価方式の要件を満たすことで配当還元価額により相続財産の額を計算していた場合においても、その移転した株式が名義株であり、真の所有者が当該オーナーであると認定された場合には、名義株を相続財産に加えたうえで、名義株を加えた

後の議決権を基準に評価方式を判定し直す必要が生じる。

また、法人版事業承継税制などの税制特例の要件を充足する目的で形式上名義を変更していた場合においても同様に、同税制の適用可否は真の所有者に株式が帰属するものとして判定される。

(2) 所得税法上の問題

個人株主が会社から受け取る配当金の帰属については、所得税法12条に規定される実質所得者課税の原則により、株式の真の所有者に帰属する収益として課税されることになる。つまり、「単なる名義人」が配当金を收受する場合には、その「単なる名義人」の所得として認識するというわけではなく、その実質により判断した法律上の真の所有者の所得として認識することになる。

なお、この所得税法12条に関する解釈として、所得税法基本通達12-1では資産の真実の権利者がだれであるかが明らかでない場合には、その資産の名義者が真実の権利者であるものと推定する、と定められており、株式の取得原資を拠出した者が不明であるなど、真の所有者の判定が困難な場合は、名義人が株式の所有者であると一応の判断をし、その上でその株式について贈与や譲渡の有無を含めて検討することになる。

所得税法基本通達12-1（資産から生ずる収益を享受する者の判定）

法第12条の適用上、資産から生ずる収益を享受する者がだれであるかは、その

*11 財産評価基本通達評基通178, 188

収益の基因となる資産の真実の権利者がだれであるかにより判定すべきであるが、それが明らかでない場合には、その資産の名義者が真実の権利者であるものと推定する。

(3) 法人税法上の問題

法人税法11条においても、実質所得者課税の原則を定めており、收受する配当金の帰属は単なる名義人ではなく、真の所有者に帰属する点は所得税と同様である。

その他、同族会社の判定を行う場合、法人税法2条10号で、「会社の株主等の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人が、その会社の発行済株式総数等の50%を超える数等を有する場合におけるその会社」とされているところ、法人税法基本通達1-3-2において、株主名簿等に記載されている株主等が単なる名義人である場合には、実際の権利者を株主等として法人税法2条10号の規定を適用している。

したがって、特殊関係者以外の者に名義を移したとしても、その株式が単に名義を移しただけの名義株である場合には、同族会社の判定においては真の株主を基準に判定を行うことになる。その結果、特定同族会社の留保金課税（法法67）、同族会社等の行為又は計算の否認（法法132）などの規定の適用対象とされる可能性もある。

また、グループ法人税制の適用、組織再編成の税制適格要件や繰越欠損金・特定資産譲渡等損失の適用における支配関係や完全支配関係の判定についても、名義株がある場合における取扱いが法人税法基本通達1-3の2-1に規定されている。

すなわち、名義株の帰属がどう判断されるかにより当初申告時とは支配関係等の判定結果が異なり、結果として法人税の課税関係に影響を及ぼす可能性があるということになる。

法人税法基本通達1-3-2（名義株についての株主等の判定）

法第2条第10号《同族会社の意義》に規定する「株主等」は、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等によるのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者を株主等とする。

法人税法基本通達1-3の2-1（名義株がある場合の支配関係及び完全支配関係の判定）

法第2条第12号の7の5《支配関係》の規定の適用上、一の者と法人との間に当該一の者による支配関係があるかどうかは、当該法人の株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定する。同条第12号の7の6《完全支配関係》の規定の適用上、一の者と法人との間に当該一の者による完全支配関係があるかどうかについても、同様とする。

4 名義株に伴うその他の問題

(1) ガバナンス上の問題

名義株の問題は、会社のガバナンスにも大きな影響を与える可能性がある。会社法124条では、「株式会社は、基準日を定めて、

基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と定めることができる。」とされ、株主名簿に記載された名義人が議決権の行使を行うことが可能とされている。

しかし、現状でも非上場の同族会社では株主総会自体が形骸化していることも少なくなく、株式の名義人が誰かにかかわらず、書面上株主総会議事録のみを作成し、実際にはオーナー経営者が全ての意思決定を行っているケースも多いのではないかと考えられる。

名義株の状態が放置されていると、後に株式の名義人から株主総会決議の取消しや無効、株主総会自体の不存在確認の訴えが提起されるなどした場合、過去に行った重要な決議の効力が無効とされるリスクもある。

また、名義人から株式譲渡承認請求を受け、譲渡承認をしない代わりに最終的にその株式を自社で買い取らなければならないなどの状況が生じる可能性もあり、会社の財務を棄損する重大なリスクにもなりかねない。

(2) M&AやIPO時に生じる問題

名義株の問題は、親族内で株式の異動を行っている範囲では、実際に相続が発生し課税庁から指摘を受けるまでは顕在化しないケースも多い。しかし、M&Aのように第三者が介在する場合や、IPOにより株式を公開する場合には問題となる可能性が高い。

M&Aの際、第三者が適正に対象会社の支配権を獲得できるかどうかは買収側にと

っては重要な問題であるため、買収監査等で名義株が発見された場合、M&A取引契約の中でその名義株についてのちに訴訟等が提起された場合にはその金銭的な補償を売却側のオーナーに求めることができる表明保証条項が織り込まれることも少なくない。最悪の場合には、そのM&A取引自体が破談となる可能性もある。

また、株式上場時には上場申請の中で名義の株式の有無について明らかにする必要があるため、名義株として疑われる株式が存在する場合には、上場までに整理を行っておくことが一般的である。

(3) 時効取得の問題

名義株を放置した状態で長期間が経過していると、名義株が発生した当初の記録や証憑が確認できず、真の所有者の把握が困難となる可能性もある。

民法には「時効取得」という考え方があり、株式などの財産権を、自己のためにする意思をもって、平穩にかつ公然と行使する者は20年（善意、無過失の場合には10年）を経過した後、その権利を取得する、という旨が定められている（民法162、163）。

例えば、名義の貸借時点では当事者間で名義の貸借であるという旨が合意されていたとしても、長い期間を経て当時の証拠が散逸し、その間名義人が自身の株式として管理運用を行っていた場合には、名義人から自身が当初からその株式の所有者であるとの主張がされると、状況により名義人にその株式の所有権が認められてしまうリスクもある。

5 名義株の対策

(1) 対策の2つの観点

名義株についての対策としては、主に、相続税の税務調査等の場面で課税庁から名義株として認定されないための備えという観点と、既に名義株の状態が発生しその解消を図りたいとする観点との2つの観点が存在すると考えられる。

(2) 名義株と認定されないための対策

非上場会社において名義株と指摘されないためには、前述2(2)ハ「株式の帰属を判断する際のポイント」を参考に、株式取得時の証憑の保存や相手方との合意文書／契約書等の作成、その他外形的な事実（株式の譲渡承認決議、財産債務調書や法人税申告書別表二への記載との整合性など）の具備を行い、株式の異動の事実について証明を行えるようにしておくことが重要である。

ちなみに、納税者が行った申告に対して、名義株であるとして課税庁が課税処分を行う場合には、原則として、課税要件に関する立証責任は課税庁側にあると解されている^{*12}。しかし、課税庁からいらぬ疑義を持たれないためには、納税者側で合理的な説

明を行えることが望ましい。合理的な説明ができない場合とは、例えば、親族名義の株式について、当時の名義人に株式購入の資力がなかったとか、被相続人が株式購入の手続きをしていたなど、被相続人の資金によるものと推認するのが合理的であるといった状況である。このような場合には間接的な立証により名義株と認定される可能性があることに留意が必要である。

(3) 名義株の解消策

イ 名義人との間で名義を戻すことについて合意が得られる場合

所有者と名義人との間で名義貸借についての認識が一致している場合、双方の合意により所有者へ株式の名義を戻すことが可能である。真の所有者に名義を戻すこと自体については、財産の移転を伴う訳ではないため、贈与税が課税されることはない。これは名義株は当然に、真の所有者固有の財産を構成すると考えられるからである。

実務上は下記参考例のような確認書を作成し、名義人、所有者双方の記名押印を行った書類を証憑として保存しておくことが望ましい。

^{*12} 相続税に関する課税処分の取消訴訟においては、相続財産の所在及びその金額について課税庁が立証責任を負うことはいうまでもないと述べられている（東京地裁平23.5.17（税務訴訟資料261号順号11688））。

名義株に関する確認書（例）

下記株式について、株主名簿上〇〇〇〇（以下「甲」という。）が名義人となっておりますが、実際は×××（以下「乙」という。）が下記株式の取得資金を拠出しており、甲は単なる名義人であるため、実際の所有権は乙に帰属することを確認致します。

上記合意に基づき、甲名義の下記株式を真の所有者である乙名義へと書換えを行うよう△△社に請求するものとし、甲乙はこれに合意します。

なお、当該名義書換えにあたり甲乙間での金銭等の授受は行いません。

記

銘柄： △△株式会社
 （〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号）
 株式の種類： 普通株式
 株式の数量： 〇株

以上

令和●年●月●日

（甲）住所： 〇〇〇〇

氏名： 〇〇〇〇 実印

（乙）住所： ××××

氏名： ××××

□ 名義人との間で名義を戻すことについて合意が得られない場合

名義人がその株式の所有権を主張し、名義を所有者に戻すことの合意が得られない場合には、以下の方法が考えられる。

(イ) 株式の買取り

所有者が真の株主であることについての客観的な証拠を持っておらず、名義人から名義を戻すことについて合意が得られない場合には、名義人に対し金銭等対価を支払うことで買取りを行うことも考えられる。その場合の買取価格は基本的に当事者間で決められることになるが、いわゆるハンコ代のような実際の株式の評価に比し著しく低廉な価格で取引を行う場合などには、その低廉譲渡について譲受側（所有者）に贈与税が課税される

可能性もあるため留意が必要である。

(ロ) 強制排除（スクイーズアウト）

(イ)のケースにおいて、対価を支払って相対で買取ることについて交渉がまとまらない場合には、強制排除（スクイーズアウト）の方法を検討することになる。強制排除の方法としては、①全部取得条項付種類株式の活用や株式併合等により排除したい株主が保有する株式を1株未満にして現金精算をする方法^{*13}、②現金交付組織再編成^{*14}（現金交付株式交換、現金交付合併など）により組織再編の対価として現金を交付することで株主から排除する方法、③特別支配株主の株式等売渡請求^{*15}を行う方法などが挙げられる。

(ハ) 訴訟による株主権の確認

過去の証憑書類などにより名義貸借の

*13 株主総会の特別決議が必要となる。

*14 株主総会の特別決議が必要となる。

*15 総株主の議決権の90%以上を有する特別支配株主が売渡請求を行うことができる。

事実が明らかであるにもかかわらず、単に名義人が株式の名義を戻すことに応じない場合などは、株主個人が株主権確認請求などの訴訟手続きを通じて株式に係る権利の帰属を確定させることも考えられる。

株主名簿は原則として、名義株主の同意がなければ書換えができないが、例外として、訴訟により株主名簿の書換えを命じる判決を得た場合は、名義株主の同意がなくても書換えが可能とされている(会社規22①一・二)。

ハ 名義人が所在不明など連絡が取れない場合

名義の貸借から相当期間が継続し、名義人の所在が不明で連絡が取れないケースも想定される。その場合には所在不明株主の株式の買取り制度を検討することになる。これは、①所在不明株主に対する通知・催告が5年以上継続して到達せず、かつ、②当該所在不明株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しなかった場合^{*16}には、会社が、当該所在不明株主の保有株式について、その承諾を得ることなく、競売するかまたは一定の方法により売却もしくは自社による買取りをすることができるという制度である(会社法197)。

6 むすびに

名義株は実務上散見される問題ではない

かと想定する。この問題はともすれば税務上の論点に目が行きがちではあるが、税務上の論点以外にも会社のガバナンス上も重大な影響を及ぼす可能性があることに留意が必要である。一昔前であれば、非上場の同族会社においては、株式の名義が誰になっていようが、オーナー経営者の一存で会社を動かすことが可能であったかもしれない。しかし、昨今は非上場会社においても株主の権利意識が強くなってきており、思わぬところで株主から権利行使をされる可能性も高くなっている。また、事業承継の選択肢としてM&Aを選択するケースも増えているが、名義株の状態が解消できず、M&Aを断念せざるを得ない事案なども発生している。

そのため、名義株は放置をせず、問題が顕在化する前に早期に解消を行うようアドバイスを行うことが重要であると考える。

以上



大沼 蔵人
(おおぬま・くらひと)

野村資産承継研究所
主任研究員

- ◆経歴 辻・本郷税理士法人、フロンティア・マネジメント株式会社等を経て現職。
税理士
- ◆現職 株式会社野村資産承継研究所主任研究員

^{*16} 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(12条)により、一部株主が所在不明であるため事業承継が困難となっていることにつき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者については、所在不明株主からの株式買取り等の手続きに必要な期間を1年に短縮することが可能である。